

防犯カメラの設置過程に関する社会学的考察

—— 商店街における調査事例から ——

朝 田 佳 尚

1. 本稿の目的

防犯カメラが増えている。十数年前には珍しい存在だった防犯カメラは、現在では、店舗や駅、駐車場、学校、公園、街路まで、およそ公共空間と呼ばれる場所ならどこでも見られるようになった⁽¹⁾。また、数だけではなくその担い手にも変化が見られる。以前は警察や行政などの公的団体によってのみカメラの設置は行われていたのに対して、現在では、企業をはじめとする民間団体や地域住民が設置を行うようになっている。

この傾向は日本だけのことではない。世界最大の防犯カメラ国家イギリスをはじめ、西欧諸国やオーストラリア、韓国といった先進国から、チェコ、ハンガリーといった東欧諸国、インドやパキスタンでも同様の現象が確認できる（Urbaneye Project 2002, 朝鮮日報 2003, Norris, McCahill and Wood ed., 2004）。

そして、こうした現象に対応するように、防犯カメラに関連する研究も活発になってきている。しかし、これまでの研究は、統計データから分析を行うか、公共の自由の観点からカメラ批判を行うか、あるいは、現実的な水準から離れて理論的な検討を行うような方法が採られることが多く、カメラを設置する当事者の視点から検討を行う研究はほとんどなかった。本稿は、社会学的な調査を通してこの当事者の視点に近づき、どのようにカメラが設置されていくかという社会過程を明らかにしようとするものである。そして、その社会過程に関するデータの検討から、防犯カメラが増加していくメカニズムを実態的に把握することを目指す。以上が本稿の目的である。

⁽¹⁾ 日本防犯設備協会による統計では、2002年の時点で、防犯カメラ市場は、年間で推定1500億円の規模となっている（日本防犯設備協会編2002: 6）。この額から推計すれば、現在日本にある防犯カメラの数は、200万台以上にもなるとも指摘されている（浜島2003: 43-44）。人口比から換算すれば、日本はすでにイギリスに匹敵する防犯カメラ大国である。イギリスでは、日常生活を送る中で1日に300回以上、防犯カメラに撮影されると言われるが、日本でも同様の可能性があるほど普及している（Black 2003）。

2. 既存研究の検討および本稿の対象と方法

2. 1 既存研究の検討

まずは、既存研究を整理、検討して、それぞれの議論と本稿の目的との差異を明確にしておこう。

既存の研究は非常に多岐にわたり、多様な成果が生み出されているが、その中心的な論点に着目して判断すれば、次の3つのようにまとめることもできるだろう。その3つとは、「効果研究」、「イデオロギー批判」、「監視社会論」である。

1つ目の「効果研究」とは、犯罪に対する効果がカメラにあるか否かを論じたものを指す。この種の研究では、犯罪認知件数等を統計学的手法で分析するものが中心的な地位を占めている。例えば、防犯カメラの設置によって、いかに犯罪認知件数が減るかを論じたものや、逆に、建造物内などの閉鎖空間とは異なり、街頭などの開放空間では防犯効果がほとんど認められないと指摘する研究も存在する（前田 2003, Welsh and Farrington 2003）。

しかし、こうした研究は、カメラが設置された後の事態について論じたものであり、防犯カメラが設置されていく理由とは何かといったことや、設置過程において何が起きるかといったことは検討されていない。こうした前提に本稿は検討を加えるため、本稿の議論は「効果研究」に対する批判になりうるだろう。

2つ目の「イデオロギー批判」とは、防犯カメラと市民のプライバシー権を対置させ、後者を重視すべきだと主張する議論を指す。こうした議論では、市民が有するプライバシー権を保護するという目的を前提として掲げるために、市民以外のものとしてカテゴリー化しやすい組織や団体、特に警察や行政が設置した防犯カメラを取り上げて批判を行う傾向がある（小倉編 2003, Norris 2003）。

このような視点は、権力批判としては重要な側面を持つが、問題の根源をすべて権力の強制という一点に集中させるために、実践的な過程を抽象化して一面的な批判に陥る危険性も併せ持っている。例えば、この枠組では、地域住民による自発的なカメラの設置という近年発生している興味深い傾向は捉えきれないことになってしまう。これに対して本稿では、地域住民によるカメラ設置を取り上げることで、「イデオロギー批判」の依拠する枠組に対する批判となりうるだろう。

3つ目は、防犯カメラが急増していることを社会的な背景と関連付ける議論を指す。こうした議論には非常に多様な種類が存在するが、これらをまとめて「監視社会論」と、こ

ここでは呼ぶことにする⁽²⁾。この種の議論では、現代における「監視装置」が、旧来の監視概念に包括されない特徴を有していることが指摘され、この新しい形態の監視が広がる社会とはいかなる社会かということが問われている⁽³⁾。

ここで言及される新しい形態の監視は、ミシェル・フーコーの監視概念との差異に基づいて説明されている。フーコーの監視概念は『監獄の誕生』におけるパノプティコンに代表される通り、個人を閉鎖的な空間に配置して、監視のまなざしから逃れ得ないことを内面化させることで、実際には監視が行われずとも自ら規範に服従する主体を形成する権力であった（Foucault 1975=1977: 203）。

これに対して、新しい形態の監視を先駆的に取り上げた監視社会論で扱われるジル・ドゥルーズは、現代の監視は主体としての個人に関わるのではなく、個人に関する細分化された情報やデータに関わるものだと指摘した（Deleuze 1990=1992: 296）。つまり、フーコーにおいては、自らを見つめるよう主体を規律・訓練することが監視の概念内容だったのに対して、ドゥルーズでは、主体化という過程を経ることなく、個人から抽出した属性などのデータによって、特定の人物を捕捉することが監視の概念内容となっている。両者の違いは、監視される者の呼び方からも理解できる。被監視者は、フーコーにおいては、同時に監視する者としての「主体」と言及されるのに対して、ドゥルーズは、情報の束としての「人間」として言及されるのである⁽⁴⁾。例えば、カメラに内蔵された顔認証技術が通行人の情報を蓄積することでデータベースが出来上がり、それを基にある属性を持つ人物のみを監視するといったことが典型例だと言えるだろう。このため、現代の監視は閉鎖的な空間を必要とせず、監視の存在を個人に意識させる必要もないということが考察されている。以上のような論点から、現代の監視装置を論じるためにはフーコーとは別の枠組が必要だと指摘されるのである（Deleuze 1990=1992:

⁽²⁾ 「監視社会」(surveillance society) という概念自体は、ゲイリー・マークスによって初めて用いられたと考えられる（Marx 1985）。ただしマークスの監視社会概念は、プライバシー保護の観点からの権力批判という論旨であり、ライアンをはじめとする監視社会論の使用方法とは趣が異なる。むしろ、マークスの監視社会概念は、監視装置の増加をポリシング（policing）の観点から分析する議論に引き継がれていると言えるだろう（毛利1998, Coleman 2003）。監視装置に関連して検討されているポリシングの議論は、市民の権利保護を訴える点で「イデオロギー批判」の議論に近い側面を持つが、具体的な組織や団体を批判するのではなく、割れ窓理論などに基づいた逸脱行為の予防や、逸脱行為に及ぶ危険性が高いと予測される者の空間的排除を目指した都市の再編成とそれを可能にする理念を批判している。しかし、こうした視點も、後述する「監視社会論」と同様に、社会のあり方を検討することが議論の中心となっており、監視装置の具体的な設置過程を検討しているわけではない。

⁽³⁾ こうした議論の中では、防犯カメラから、指紋や光彩による個人認証システムやICチップと衛星を利用した位置測定システムにまでをまとめて「監視装置」と呼ぶことが通例となっている。

⁽⁴⁾ ドゥルーズの議論においては、監視装置やその権力を誰が作動させるのか、あるいは自動化されているのかということは、ほとんど言及されていない。

293)⁽⁵⁾。

そして、このドゥルーズの指摘を引き継いで、監視社会論は多彩な成果を生み出している。例えば、新しい監視が必要とされる原因を社会的な構造の変動やメディア形式の変動から扱う議論、新しい監視が個人に与える影響を主体やアイデンティティの変容から分析する議論、新しい監視が社会の編成に与える影響を文化や都市の変容から分析する議論などがあるだろう (Davis 1990, Castel 1991, Lyon 1994, 2001, Poster 1996, Bauman 2000, 酒井 2001, 東 2002, 鈴木 2005)⁽⁶⁾。

以上のように、フーコーの監視概念に対するドゥルーズの批判を嚆矢とする数々の議論は、想像力豊かで興味深いものではあるが、その枠組上、抜け落ちてしまう論点も存在する。

まず、監視社会論では、防犯カメラだけではなく監視装置全般が扱われ、それらは全て同一カテゴリーのものとして取り扱われているために、それぞれの監視装置の特色を論じきれていないという点である。監視社会論が使用している監視装置というカテゴリーは、各装置の特徴を帰納的に抽象して出来たものではなく、実質的には、電子上での情報処理が中心的な位置を占めていると考えられる。

例えば、監視社会論の議論を防犯カメラに結びつければ、情報を利用して、ある空間へのアクセスを事前に排除するように作動するカメラといったものが考えられるが、そのようなカメラが実態として存在しているわけではない。まず、情報を利用するという点では、現在の日本において街路に設置されているカメラには単純なものが多く、バイオメトリクス型のカメラは警察などのごく一部で使用されているにすぎない。また、事前排除という点では、実際の防犯カメラの場合、たとえそれがバイオメトリクス搭載の防犯カメラだとしても、実在する街路への侵入を止めること自体は非常に難しい⁽⁷⁾。特定の区画へのアクセスを事前に封じておくなどの処理は、電子上だから可能な側面が大きいと考えられる。

⁽⁵⁾ いわばフーコーの監視概念が、等しく規範に服従する主体として個人を匿名化する権力を示す概念だったのに対して、現代の監視は、点在する多様な人々を個人として特定する装置だと考えられているということである。

⁽⁶⁾ 本稿では、紙幅から、これらの議論を「監視社会論」としてまとめたが、実際には思想史的な背景から監視を論じる研究と、文化や都市の変容から監視を論じる研究には、一定の隔たりも存在しているとも考えられる。しかし、両者は、流動性の増大、データベース化、予防的排除などの共通した論点を抱えており、密接なつながりを持つことから、本稿ではひとつの議論として便宜的に整理している。

⁽⁷⁾ もちろん、規律・訓練的な意義を防犯カメラに持たせるならば、事前排除を論じることは可能だが、監視社会論における監視概念は、そうした権力作動とは異なるものと想定されていたはずである。このため、監視社会論が事前排除に言及するならば、規律・訓練とは異なった方法が提示されなければならないが、具体的にどのように事前排除が行われるのかに関して十分な議論が行われてはいない。それにもかかわらず、監視社会論が事前排除に言及するとすれば、その監視概念には混乱が生じていると考えられる。

他にも、日本における監視社会論では、個人のアイデンティティの確立が、個人の属性を保管したデータベースとの相互審問に依拠するようになっていないのかという指摘があるが、これも防犯カメラに適合する議論ではない（東・大澤 2003: 67-68）。電子上に残された履歴などから自分の嗜好などについて認識するということはあるとしても、防犯カメラの映像が個人の自己認識に役立つということは少々考えにくいだろう。

以上のことから監視社会論は、各装置の特色や限界には触れずに、あいまいな監視概念をその都度傍証として使い、論を進める危険を冒していると考えられる。

また、その議論はあくまで、監視装置の増加から個人や社会の変化を読み解くという目的で構成されているために、行為者の水準における実践的な過程は見過ごされているという点も指摘できる。

確かに、ライアンは1960年代以降、社会の流動性が急激に増大したために、企業活動などにそれまで以上のリスク管理が要求されるようになり、それまでの監視とは異なる形式の監視が導入されるようになったことを論じている（Lyon 2001=2002 :18-20）。またジグムント・バウマンは、流動性の増大が固定的な組織や団体を衰退させるため、個人のアイデンティティは不安定なものになり、それに対する反作用として、人々は自分たちのアイデンティティを外部者との差異付けに依拠するようになると論じ、その外部者として、逸脱者や外国人というカテゴリーが使用され、彼らを囲い込むために、地域住民によって監視装置が導入されると指摘している（Bauman 2000=2001: 51）。

しかし、こうした議論が現代の日本における事例とどれほどの整合性があるのかはほとんど検討されてこなかった。また、ライアンやバウマンが指摘するような社会的な変動が背後に存在したとしても、実際の行為者の水準で、彼らがその社会的影響をどのように捉え、監視装置を設置するという行為に移るのかということに関しては検討が行われていないのである。

2. 2 対象と方法

こうした既存の議論に対して本稿は、防犯カメラの設置過程を社会学的な調査に依拠して検討する。この方法をとることによって、既存研究の枠組外に位置しながらも、防犯カメラの増加という現象を読み解くためには非常に重要な論点である、防犯カメラが設置される社会過程に迫ることができる。

調査の対象としたのは、関西、中部、北陸の5行政区の都市部にある7つの商店街である。このような対象を選んだ理由は、上述したように近年増加している防犯カメラの新し

い特徴として、主に民間や地域の人々による自発的な設置が行われている点が挙げられることに加え、その設置が公共の街路にまで広がり始めているという特徴も挙げられるという2点に関して最も適合的なのが、1990年代以降急激に商店街の街路上に増え始めた防犯カメラだと判断できるためである⁽⁸⁾。そして、この商店街の中でカメラの設置を提案・推進した責任者と、現在管理・運営にあたっている担当者を主要な対象として聞き取りを行った。聞き取りを行った人数は、合計で18人である。被調査者の属性等は以下に表として添付した(表1)。聞き取りという方法を選択したのは、商店街のカメラが、全国でどれくらいの数があるか統計的データが不明確であることに加え、設置理由とその運用に関し

表1 属性一覧

商店街	被調査者	性別	年代	カメラ台数	聞き取り時間
A	a	男	40	5	120×2
	a 2	男	70		30
	a 3	女	50		30
	a 4	男	50		30
B	b	男	70	84	120×2
	b 2	男	60		45
C	c	男	60	25以上	100
	c 2	男	60		20
D	d	女	60	47	120
	d 2	男	30		40
	d 3	男	60		60
	d 4	女	60		80
	d 5	男	30		30
E	e	男	40	20以上	60
	e 2	男	60		45
F	f	男	50	16以上	45
G	g	男	70	10以上	25
	g 2	男	60		100

*台数に関する資料が入手できなかった場合は、目算できる限りの台数を記述し、その後に「以上」と記載した。

⁽⁸⁾ 都市中心部の商店街では、1990年代から、地域の人々が自ら防犯カメラを設置する事例が出てくる。資料からわかるかぎりでは、1990年の東京の渋谷に設置された3台のカメラが最も初期の例のひとつだろう(『朝日新聞』1990年4月21日夕刊)。同様に初期の例としては、1991年の松山の銀天街商店街で5台、1993年には仙台クリスロードなどに8台が設置されている。

90年代の中頃まではそれほど設置する商店街は多くなかったが、1997年の松山の大街道商店街、98年の盛岡大道商店街、横浜元町商店街が設置した頃から、徐々に増えはじめ、00年代からは全国で急速に拡大し、カメラ台数も増加していく。2005年の事例では、84台ものカメラを設置した商店街も存在する。

ては、質問表よりもインテンシブな聞き取りが適切だと判断したためである。聞き取りの際に録音機器などは使用しなかった。このため、以下本章の聞き取りに関する記述はメモから再構成したものである。調査期間は、2005年の9月から12月である。以下では、この商店街における防犯カメラの設置に関する社会過程を提示する。

3. 商店街および防犯カメラシステムの概要

商店街の防犯カメラには多様な形態が存在するため、本稿で主要な例として取り上げる2つの商店街を中心に、その概要を示しておく。2つの商店街は、商店街の規模や商売の方法、カメラ台数、その管理方法などに関して非常に対照的な例となっている。このため、この2つの商店街を両端に置き、他の商店街をその間に位置付けるような範例としても有効と思われる。

A商店街は、人口約8万5000人のある地方都市の中心部に位置している。城下町の商業地区としての歴史は古いが、戦後、特に1970年代以降には人口の減少が著しく、商店街の空洞化が進んだ。しかし、十数年前から、近隣の商店街との間で協力して、地域の祭事に関連する施設の建設や、旧幕時代を模した市街の統一的な景観の美化を行うことで、近隣の行政区だけでなく、アジア各国からも観光客を呼び込むことに成功している。このため、テイクアウト式の飲食店や地元の名物を扱う料理屋、土産物店、特産品に関する博物館などが多数存在している。また、これを案内する観光案内所や街路地図なども設置されており、リピーターを増やすために街路に様々な仕掛けを設けるなどの工夫も凝らされている。

防犯カメラが設置されたのは3年程前のことであり、台数は5台である。東西にのびる250mほどのアーケードの両端にそれぞれ1台ずつ、商店街の中央部分を南北に貫く通りと、もうひとつその西にある南北の通りの境界部分にそれぞれ1台、商店街の東端からやや西に進んだ所に南に延びる道路があり、そこに最後の1台が設置されている。すべてのカメラは商店街の出入りに設置され、商店街の外部に向けられている。このためカメラには、商店街に出入りする人が撮影されることになる。すべてのカメラは箱形であり、アーケードの支柱や店舗の軒先に設置されており、通行人の目線よりも1、2mほど高い場所にある⁽⁹⁾。

⁽⁹⁾ カメラの設置位置は、通行人の目線よりも1m以上高い所にある場合がほとんどである。最も目につかない例では、ビルの4階ほどの高さから望遠で撮影している。また、「防犯カメラ作動中」という表示も小さいものが多く、カメラの存在はそれほど誇示されていない。表示を行わない場合には、プライ

撮影した映像は、管理責任者の家屋の2階部分が商店街の組合事務所になっており、そこでモニターを通して見るができるようになっている。常時監視を行う人員は配されておらず、録画だけを行っているが、警察の要請があった際には事務所の中に警官を直接通すこともしている。一例として、事務所内で半日にわたり警官が録画映像をチェックしていたことが聞き取りの際に確認できた。映像の取り扱いは比較的緩やかな事例だと言える。録画期間は7日と公表しているが、実際は10日間保存している。同様に、カメラ運用に関する内部規則も比較的緩やかなものとなっている。当初は明文化した規則を作成したが、運用後に開いた理事会の結果、処理の手間などを考慮すると、映像の管理については問題が発生したその都度、理事会で話し合って決定することになり実質的には空文化している。設置にかかった費用は、200万円程度である。地域の団体からの補助金を100万円活用して、商店街の負担分を軽減している。

もうひとつのB商店街は、人口100万人を超える都市の繁華街のひとつに属しており、商店街という呼称から想像するよりもその範囲、規模などは非常に大きい。商店街の全長は1kmにもなり、商店街の組合に計上される年間予算は億単位である。より適切に言えば、都市の中心部にある買い物や飲食の集積地ということになるだろう。他の都市の中心部と同様に、郊外的大型店の急増によって客の減少が問題にもなっているが、現在でも年間数十万人が行き交う一大消費地である。このため、店舗には古くから地域に住む人々の店舗だけではなくて、企業の資本によって経営される店舗が多数立ち並ぶ。飲食店、衣料品店、生活用品店や書店、ゲームセンター、デパートなどが一揃いあるだけではなく、店舗形態も様々で、高級料理店やブランド品を扱う店舗もあれば、ファーストフード店やドラッグストア、安価な衣料品を扱う店なども存在する。

防犯カメラが設置されたのはごく最近のことであり、台数は日本国内で最大級の規模となっている。A商店街と同じように、商店街の外部に向けて設置されたカメラもあるが、

パシー権の侵害との指摘を後から受ける可能性があるために、表示をする商店街も多いが、縦が25から40cmほど、横が10から30cmほどの縦長のラベルを、街路の壁面などに添付する程度であり、それほど目立つものではない。また他にも、犬のふんの始末に関する大きな絵の下に一文だけ防犯カメラ設置中という文言を加えた表示なども存在する。こうした位置や表示の例からは、カメラの存在を通行人にあまりにも強く意識してほしくはない商店街側の立場を推察することができるだろう。このことから、防犯カメラが単純に規律・訓練的な権力作用を持っているとはいえないと考えられる。

これに関連して言えば、防犯カメラの種類としては最も規律・訓練的だと考えられるダミーカメラが少ないのも商店街カメラの特徴である。本調査では200台以上のカメラに関する調査を行ったが、ダミーのカメラは確認できなかった。商店街側が聞き取りの際に公表しなかったとも考えられるが、ダミーが必要でない理由も存在する。現代のカメラでは、1つのモニターに4～32画面に分割しながら録画保存が可能であるため、モニターが2台もあれば、ほとんどの商店街では無駄なくカメラ映像を利用、保存することができるのである。商店街の事例ではないが、画面が同時に分割することができなくとも、1秒ごとにカメラ映像が次々切り替わるようにすることで多数のカメラの映像を見られるようにしている事例も見られた。

商店街の内部の街路に向けたカメラも多数設置されている。カメラの種類は箱形が多く、街路の端にポールを連続して立て、その頂上部に取り付けている。このポールなどに、カメラ設置中の表示もあるが、街路の看板や人の行き来にまぎれ、非常に見えにくくなっている。

撮影した映像は、近隣のビルの一室に部屋を設けモニター室としている。普段は無人で録画だけを行っている。部屋に入るためには、2人の責任者が分割して所有するパスワードを合わせる必要がある。映像の外部への持ち出しはこの責任者2人を中心として行い、警察を含めた外部者は立ち入りが認められていないため、責任者が録画映像の抜き出し作業を行う必要がある場合以外は入室が制限されるなど、比較的厳重な取り扱いをしている。しかし、運用の開始後は、微罪でも犯罪が発生すれば警察から映像の提出を求める令状が届くため、責任者2人がその都度集まらなくてはならず、手間だというだけではなく、店舗の経営の障害にもなるため、規則の緩和も検討されている。映像の録画期間については1週間となっており、公表されている期間に変更はない。映像の録画、消去もモニター室の機械によって自動化されている。内部規則に関しては弁護士とも相談の上、明文化した条文を決め、行政にも報告されている⁽¹⁰⁾。

設置にかかる費用はAとは大きく異なり、総額で6600万円程度がかかっている。設置の費用の内訳は、カメラ本体以外に、カメラを支える支柱の建材費、設置工事費、画像伝送用のケーブルとその敷設費、電気代を主とする維持管理費が主なものである⁽¹¹⁾。こうした費用のうち、商店街の負担分は1200万円程度であり、残りは、国、都道府県、市町村という3つの行政区からそれぞれ補助金が出資されている。各行政区によって補助金の名称や名目は異なるが、一例を示せば、国の補助金は「中小企業整備補助金」から、県は「商業基盤施設等整備補助金」、市は「環境整備事業補助金」などから出資されている⁽¹²⁾。こうした補助金を受けることで、商店街の費用は軽減できるが、費用の使途と設置後の運用状況に関して行政に説明会を開くといった別種の負担が生じている。

⁽¹⁰⁾ 規制に関しては、使用する団体が作成した内部規則が一般的だったが、近年では行政が規則を作成することがある。こうした規則の中で最も話題を集めたのが、条例という形式を採った東京の杉並区である。その後、いくつかの行政区でも条例が作成されている。しかし、これらの規則は罰則規定などが存在しないため、カメラの運用にあたって実際に利用されているのは、現在でも各商店街が作る内部規則である。内部規則の問題点は、よく指摘されるように罰則規定の不在である。通常の運営はこうした規則でも十分対応できると商店街では考えられているが、例外事例が発生したときの処理方法に関連して問題が発生した鹿児島県天文館の例も存在する（朝日新聞2003年12月4日）。

⁽¹¹⁾ 設置後は、定期的な整備費、故障時の修理費などがかかるのが一般的である。

⁽¹²⁾ また、こうした補助金を活用するパターンとは別に、東京の小岩のように、地域住民だけで3300万円を共同出資する場合もある。また、同地域に先行してカメラを導入した商店街のシステムを共同利用することで費用を抑えたという事例も存在する。

以上のように、商店街の規模や所属している都市の規模によって、防犯カメラの台数や管理方法には違いが生じている。本調査の範囲では、大規模な商店街の方が台数や設置費用は多く、管理や運用がより厳格であり、小規模な商店街ではその逆となっている。そのため、大規模な商店街では、カメラが固定されているポールからカメラが落下して責任問題が発生しないように厳重なものを建てるなどの細かい配慮が行われているのに対して、小規模な商店街では、中学生のいたずらや違反ゴミ出しの犯人特定などの非常に多様な方法で用いられることにもつながっている。

以下では、この2つの商店街を中心にして、調査から判明する防犯カメラの設置過程を見ていこう。とはいえ、包括的な論述は不可能なために、本稿では、なぜ防犯カメラが設置されるのかという理由に関する側面と、この理由の構成に関係する、設置を行った後における防犯カメラの位置づけの変化という2点についての過程を確認したい。

4. 犯罪以外の多様な設置理由

4. 1 犯罪による設置の事例

商店街において、防犯カメラの設置はどのような理由から決定されるのか。既存の研究が示唆し、マスメディアの報道などでも頻繁に取り上げられている理由は、次のようなものだろう。社会の流動性が急激に増大することにより、地域のコミュニティが崩壊するとともに犯罪が広域化して、体感治安が悪化するために、その対処方法のひとつとして、防犯カメラが設置されるというものである。

実際に、そうした犯罪と防犯カメラの結びつきは、本調査の事例からも見て取ることができる。A商店街の設置責任者であるaに対する聞き取りでは、防犯カメラの設置が犯罪に対処するために行われたと説明される。その理由として挙げられたのが、他の地域での犯罪、Aにおける犯罪、Aにおける外国人の増加という3つの要因である。この3つの要因はaの語りにおいて順番に、他の商店街において発生した殺人事件のエピソードが話され、その事例を引き合いにしてAで発生した犯罪の事例が挙げられ、今後もそうした犯罪が行われる可能性があり、その担い手としての外国人がAで増加しているという形で展開される。

しかし、ここでaによって結び付けられた3つの説明要因の内容は、実際には直接的な連関をなしてはいない。1つ目と2つ目、2つ目と3つ目の要因にはそれぞれ論理的な飛躍が存在する。まず、aが話す犯罪の事例は他の商店街において発生した日本人同士による殺人事件であるのに対して、実際にAで発生した犯罪の例は、他の地域で犯罪を行って

からAまで逃走し、Aでも犯罪を行おうとしたが未遂に終わった外国人の犯罪集団の例である。また、A商店街が属する地域において犯罪が急増したとは、aやa以外の者にも感じられていないにもかかわらず、外国人の犯罪集団の例とAの属する地域における外国人労働者の増加がつながてられているのである。このため、aが言及する犯罪と担い手はそれぞれ一度カテゴリー化した概念上のものであり、これを結び合わせて設置理由が説明されていると考えられる。

例えば、こうしたカテゴリー化の中で、最も脅威だとaが捉える3つ目の要因、すなわちAにおける外国人の増加とその増加した外国人の属性に関するaの理解について見てみよう。

人口統計によれば、A商店街が属する行政区では、平成7年から17年の間に5141人の増加が認められるが、そのうち外国人の人数は2,733人に上る。増加した人口の約53%が外国人ということになる⁽¹³⁾。aは、こうした外国人の増加が、1990年代からAの隣接地域に増え始めた巨大工場と関連していると捉えており、その実例として、南米から来た外国人労働者とaの間で行われた会話について言及する。そして、南米などから出稼ぎにきた低賃金の外国人労働者という理解から、地域に属している意識を持たないこと、貧困状態にあるというカテゴリー的理解がもたらされ、犯罪を起こしやすいとaには予測されているのである。

このように、aの語りからは、外国人の増加とその属性から外国人と犯罪がカテゴリー的に理解され、さらに他の地域における犯罪を加えて、実際には順序立っていない3つの説明要因が結び合わされていることが理解できるだろう。

同様の事例として、C商店街の事例を挙げることができる。C商店街においても、マスメディアにおける外国人犯罪の増加という情報と、隣接した商店街における店舗破りの事例に、Cにおける外国人の増加という説明を組み合わせ、設置動機が語られている。ここでも、それぞれの説明要因には完全な連関が見られるわけではない。まず、隣接した商店街における店舗破りのような事例は、Cで発生したのではないことが話されている。また、Cにおいて防犯カメラが使用されたのは、設置してから数年間で数えるほどしかないことも話される。さらに、隣接した商店街で発生した犯罪が外国人の手によるものかどうかは、実際には確認されていない。そのためCにおいても、マスメディア報道と隣接した商店街における事件からの推測を抽象化して、犯罪の担い手としての外国人がカテゴリーカルに結び付けられていると考えられる。

そして、Cでも、実際は論理的な飛躍があるにもかかわらず、説明を成立させるために、

⁽¹³⁾ 平成7年と平成17年の国勢調査、およびA、B商店街の属する行政区の統計より作成した（国勢調査1995, 2005）。行政区の統計に関しては、調査地のプライバシーに関わるために引用をつけていない。

Aと同様の要因が持ち出される。Cでは、10年間の全人口増加48,591人のうち、外国人の人数は17304人になり、その増加人口における割合は約36%にのぼる。C商店街ではAのような工場群が指摘されることはなかったが、商店街の客層の変化ということから外国人の増加が指摘され、Aと同様に、日本人とは異質な存在であり、共同体所属意識による抑止が働かないという想定から、外国人と犯罪が結び付けられるのである。

こうした事例からは、犯罪と防犯カメラを結び付けて理解しようとする既存の研究には一定の妥当性があると言えるだろう。aの語りからは、流動性の増大を背景として日本に集められた低賃金の外国人労働者が、市民とは異質な「外部者」としてカテゴリー化されており、そのカテゴリーによって都市部の犯罪の発生とその対処の必要性が説明づけられていくという構図を読み取ることができるのである。そのため、上述したライアンやバウマンなどが言及するリスクに関連した設置という枠組とも適合するように思われる⁽¹⁴⁾。

4. 2 犯罪以外の理由による設置事例

しかし、上述してきた犯罪とカメラを結び付ける語りがaにとって単一の設置理由を構成しているわけではない。他の理由についてもaは言及している。それは、団体からの資金援助が先にあったという理由である。aは犯罪が設置理由だと話す一方で、地域の団体が資金提供をもちかけてきたことが計画の端緒になっていることを挙げる。同じA商店街に関与するa以外の者からもこの理由は語られる。そこでは、aよりも明確に、資金の存在

⁽¹⁴⁾ ただし、バウマンや監視社会論と本調査の結果の間に差異も存在する。例えば、バウマンなどでは監視技術が予防的排除に利用されることが指摘されたが、aやcの語りからは、異分子としてカテゴリー化された外国人労働者が単に排除すべき対象として捉えられているわけではないといった事例が挙げられる。バウマンなどでは、一度異分子と指定された者は、社会内から排除されるという一方向的、単線的な過程しか想定されていなかった。しかし、本調査の事例からは、監視の対象と指定された外国人労働者に対して社会的に統合する試みが行われることがある。

上述したaは、外国人労働者というカテゴリーを使い、その犯罪に対処する必要があると考える一方で、そうした外国人労働者のふるまいが、タコ部屋のようにも評される悪質な住居や、当日まであるかわからない不定期な仕事、低賃金、外国生活に起因する社会的ネットワークの欠如といった背景要因から生じていると語る。そして、こうした背景を地域で取り組める限りで変更を加えることで、彼らとの関係を改善できる可能性が考慮されている。

その一例として、あいさつなどの声かけ運動や、外国人と日本人で料理を作りあうなどのイベントを開催し、地域とのコミュニケーションを外国人が形成できる機会を提供する取り組みも行われている。このため、カテゴリー化された者が一概に排除の対象とはなっているわけではないことが伺われる。同様に、C商店街においても、外国人は飲食店で働く労働力として、すでに商店街に内属していると地域の人々に捉えられている外国人も存在する。

上述してきた事例においては、外国人の犯罪が理由となっているために、監視社会論などの想定に、ある程度の妥当性は認められるものの、今後コミュニケーションを形成すべき「参加者」として地域の人々に捉えられているという違いも存在するのである。

がカメラの設置計画よりも先にあったことが語られる。そして、その背景的な説明として、A商店街が地域の中で、行政や団体との間に最も社会的なネットワークを持った商店街であり、そのために、行政による各種の社会実験や団体からの援助資金があれば、まずAに相談が持ちかけられるということが語られるのである。このことから、犯罪は、必ずしも単一の設置理由ではなく、社会資本が関係するような設置理由が先行、あるいは同時に存在する可能性があると考えられる。

こうした犯罪とは異なる設置理由の存在は、他の事例でも確認できる。例えば、B商店街のbの語りにおいて、設置理由として第一に挙げられたのは、通行客の調査という理由である。B商店街では、以前から通行客の人数や時期による変化を手持ちのカウンターで測定する調査が行われており、これによって得られたデータを商店街の今後の計画を練る際に利用していたことが語られる。しかし、いわゆる通行量調査のように手動のカウンターを利用した方法では、通行客の人数しかデータにならず、時間帯による変化や曜日による変化、服装、性別、グループの人数といった詳細なデータを検討することができないため、別の手段を模索していたことが話される。その結果、防犯カメラの存在が取り上げられたと語られるのである。つまり、ここでは、「防犯」ではなく、純粹に「カメラ」としての機能が第一義に考えられていたのである。

また、D商店街では、地元行政の援助、器物損壊対策、企業の売り込みが複合して設置理由を構成していることが話される。Dは、ある都市の中心的な商店街であり、毎年行政との間に、使用できる予算に関する折衝を持っており、その中で防犯カメラという用途があることが言及されたと語られる。都市中心部の活性化のために計上された予算の消化に関する折衝の中で、防犯カメラという発案が生まれたのである。そして、その目的として、商店街の街路に設置した足下照明が壊されたときに使用できるのではないかとということが提案される。D商店街では街路の美化のために足下照明が設置されているが、それが地面から数十cmという低位置に設置されていることから、夜間に通行する自動車の運転席からは確認しづらく、自動車で通行する際に、損壊しているにもかかわらず、運転手が気づかない、あるいは気づいていてもそのまま立ち去るという事件が相次いでいた。この足下照明が一台につき数十万円することに加え、その処理にも手間と費用の負担が必要なために、防犯カメラによる車両の特定が提案されたと語られるのである⁽¹⁵⁾。そこに地元企業が犯罪にも効果があるという触れ込みを持って折衝に加わることで、設置が正式に決まって

⁽¹⁵⁾ 器物損壊は、犯罪の一種という捉え方もできるが、犯罪の担い手としてカテゴリー化される人々が特定されるわけではないことから、監視社会論などが指摘する防犯カメラの設置理由とは異なる事例だと考えられる。

いったことが話される。このため、Dにおいては、犯罪という要因は事後的に付加されたのであり、当初の目的は器物損壊であり、それを後押しする資金の存在があったと理解することができる。

こうしたB、Dの事例では、A、Cの事例とは違い、犯罪という設置理由への関心の低さも、語りの上では確認ができる。彼らはカメラの防犯効果はそれほど期待しておらず、自らの商店街においても以前と比べて犯罪が特に増えたとは思わないということが言及されるのである。このため、B、Dのような事例は、設置理由として防犯カメラと犯罪を結び付けにくい事例だと考えられる。商店街がカメラを設置する当初の理由としては、こうした地域の具体的な用途が想定されている場合が存在しているのである。

以上のように、本調査からは、犯罪を理由とした設置だけではなく、犯罪を理由として述べているにもかかわらず、当初の設置理由に地域の社会資本が関係しているものや、犯罪に関してはそれほど考慮されず、地域の具体的な用途が想定されている事例が存在することが明らかになった。この結果から、監視社会論をはじめとする既存の枠組を相対化することができると考えられる。既存の議論は、流動性の増大などの社会的な背景が個人に作用することをあまりにも直接的な連関として捉えていたが、調査の結果からは、防犯カメラの設置には、様々なアクターの絡み合った社会過程の存在が理解できるのである。

5. カメラ-犯罪言説の事後的な形成

ここまでは、設置理由の中に犯罪以外の理由が存在することを確認してきた。この結果は、カメラ設置の正当性に問題を提起していると考えられる。なぜなら、様々な私的理由による設置が妥当か否かということは、これまで想定されてきた犯罪対処という、より公共的な理由とは全く位相が異なる問題であるため、新たな議論が必要となるはずだからである。そのため、上述してきたような理由が商店街の外部にほとんど現れないということは重要な問題でありうる。それにもかかわらず、こうした地域の実践的な設置理由が表面化せず、犯罪という側面ばかりがこれまでは取り上げられるという実態と言説の差違はどのように生じるのだろうか。

このことに示唆を与えてくれるのが、B商店街における実態と言説の違いである。上述したように、B商店街では通行客の調査が当初の理由だったと述べられていた。しかし、同じB商店街に設置理由を尋ねている新聞記事では、防犯カメラ運用担当者であるb2から、設置理由は犯罪に対応したものとして語られているのである。これは、bとb2の意見の相違ではない。本調査で聞き取りをした際には、b2は、当初の設置理由は通行客調査で

間違いないと話しているのである。このため、Bにおいては語りが二重化していると考えられる。

二重化した語りの存在から、どちらかの語りが不十分なし虚偽であると考えられることができるが、この二重化はそれほど単純ではない。なぜなら、本調査におけるbの語りの中にも、犯罪という語りが存在するためである。とはいえ逆に、本調査が事実を隠蔽しているわけでもない。なぜなら、本調査におけるbの犯罪に関する語りは、設置当初の目的について聞き取りを行った際には引き出されず、設置後の運用状況に関する語りから引き出されるためである。つまり、本調査における犯罪という語りは、設置した後に、時間を経て理解されたことが語られるのである。このことを整理して言えば、地域の実践的な設置理由は、設置計画当初の理由として語られ、犯罪という設置理由は、設置後の運用において現れた効果に関連して語られるということである。

典型的な例として、B商店街では犯罪は想定以上の効果として語られる。bは、設置前に考えていたよりも、商店街の内部では犯罪が起きていることに気付いたというのである。つまりここでは、通行客の調査が当初の目的だったにもかかわらず、防犯カメラの運用が一度始めると、それまで重要視されてこなかった犯罪の対処に想定以上の効果があると感じられるようになったという時間軸に沿った変化が語られるのである。

このことから、犯罪に関する客観的な数値の増減を争点にした議論とは別に、運用者の意識に変化を与える防犯カメラの作用を確認することができる。つまり、これまで商店街にとって知ることのなかった犯罪を「発見」させる作用がカメラの運用の際に生じていると考えられるのである。典型的には、その犯罪を「発見」する過程は、次のようなビデオ映像の利用を通して生まれる。一度、商店街による防犯カメラの運用が始まると、商店街の街路上で犯罪が発生した場合、被害届を受理した警察から、防犯カメラ映像を証拠として提出するよう商店街に捜査令状が届くようになる。そして、その捜査令状の記載事項と、該当する部分の映像を商店街が引き出す過程で、設置以前は知らないか、地域の防犯上必要な限りでの認識に留まっていた犯罪の実態を、商店街が具体的に把握するようになるのである。

この過程によって、実際には防犯カメラ設置以前から発生していたが、商店街には直接の関係がないために不可視であった犯罪が可視的になると考えられるのである。こうして、「発見」した犯罪に関与していくことで、当初は想定していなかった防犯カメラの効果が事後的に認定されることになる。ここに、当初の設置理由とは独立して、犯罪効果という語りの選択肢が成立するのである。

また、こうした経験的な過程とは別に、カメラの事後的な犯罪効果については、論理的

な操作から説明が行われる事例も存在する。例えば、E商店街の事例では、カメラの有効性がパラドックスとして提示され、犯罪に関する客観的な数値の増減に関わりなく「有効性」が説明できることが語られている。このパラドックスは次のような構成をとる。まず、設置後に犯罪が減少したという数字が出てくる場合、防犯カメラの効果が現れたためと説明することができる。また、犯罪減少に有意な効果が見られなかったとしても、カメラの存在が犯罪の抑止につながったと説明できるのである。このようなパラドックスを前提にすることで、犯罪効果の事後的な正当化が可能になり、語りの選択肢がやはり成立するのである⁽¹⁶⁾。

以上の経験的、論理的な事後正当化の形成という事例からは、カメラを運用していく過程という時間的な変化を通して、設置者が受容する独特な作用が確認できるだろう。そして、このような時間的な変化の存在から、状況に応じた語りの選択が可能になっていると考えられる。こうして、当初の設置理由は調査であったとしても、カメラ設置の主要な意図に関しては犯罪と語るような二重性が可能になる⁽¹⁷⁾。犯罪という説明は「当初の目的」として語られることはないだろうが、設置の意義としては語りの選択肢となりうるのである⁽¹⁸⁾。既存の議論が設置理由を、犯罪やそれに関連するものとしてのみ捉えてきたのは、上述してきたような語りの時系列的な変化を考慮に入れず、一時点での語りを過去全体の反映として捉えたためだと考えられるのである。

スチュアート・ホールは、マスメディアにおいて情報が取り上げられる際には、知識や情報間の関係性、技術的な基盤といった多様な要因の絡み合いが関与していることを指摘して、それを「エンコーディング」の過程と呼んだ(Hall 1980: 129-130)⁽¹⁹⁾。ホールの議

⁽¹⁶⁾ このような語りが選択される理由のひとつとして、組合員から資金を拠出させた以上、カメラに効果がないとは言えないという理由もD商店街では挙げられている。

⁽¹⁷⁾ 同様の二重性は他の事例でも確認できる。例えば、上述したD商店街では、現在の責任者であるdからは足下照明の損壊が設置理由として語られたが、防犯カメラ設置時の責任者であるd2は、設置の発案自体が、地元行政との折衝の中で生まれたこと、また、地元企業からの売り込みが絡んでいることが語られている。

またE商店街では、他の商店街で多数の設置が行われていることから、今や防犯カメラは商店街にとって一般的な装備だという認識に加え、同地域に存在する商店街が先行して敷設した防犯カメラシステムを共用することで費用が抑えられ、しかも行政から資金が出るという複合的な理由があるにもかかわらず、防犯カメラの犯罪効果という理由を最も強調して語っている。こうした地域の実践的な理由は、語りの際に、そぎ落とされている可能性を指摘できるのである。

⁽¹⁸⁾ ただし本稿は、こうした語りの選択が商店主たちによって意図的に行われているか否かといったことを問題にしているわけではない。語りは当人の意図とは別に、質問者の属性や質問の状況、その仕方などに左右されることは指摘しておかなければならないだろう。本稿の目的は、監視装置を扱う人々による意図的な情報歪曲といったイデオロギー的批判にあるわけではない。

⁽¹⁹⁾ 当然、ホールの議論には、エンコーディングと対応して、デコーディングに関する議論も存在する。そこでは、情報の受け手が提供された情報を対抗的に読解する可能性が指摘されているが、本調査ではその点に関する確認を取ることはできなかった。これは本稿の調査の設定上、カメラをすでに設置した

論は、マスメディアの組織による情報のコード化を主に指すものだったが、この理論を広義に解釈すれば、情報の提供者によるコード化も存在すると考えられるだろう。例えば本稿の事例では、商店主が設置を説明するためには、当初の設置理由よりも情報を受容する読者側に、説得力があるように呈示できる理由を挙げるといった情報提供者とマスメディア組織との相互作用によるコード化の過程を考慮できるだろう⁽²⁰⁾。

こうして選択された語りには、実態の多様性がそぎ落とされているために、防犯カメラと犯罪という連関のみが情報受容者に強調されてしまう可能性がある。そしてさらには、この情報の受容者が犯罪効果を見込んで新たに設置してしまえば、たとえ客観的な効果が確認できず、この新たな設置者がそれを自覚しようとも、事後的な正当化を促す防犯カメラの機能上、カメラの効果が言説的に正当化される可能性は十分にある。このように考えるならば、実態とは関係なく、再びカメラの犯罪効果に関する言説が生み出されていくといった循環的な関係を、カメラの作用と言説がもたらしていると見なすことができるのではないだろうか。防犯カメラは、情報と現実のギャップを埋めてしまう独特の作用を有することで、マスメディア上の「強力効果」が持続するように下支えする役目を担っている。そして、そのような情報の持続こそが、次の設置者にとっての設置理由となる可能性がある。

このような過程は、ニクラス・ルーマンによって社会学に導入された固有价值の議論として見ることも可能だろう (Luhmann 1990: 113-114)。ルーマンにとっての固有价值とは、次のコミュニケーションが成立するとき、その前提として参照される準拠点であり、それは反省的に検証が行われうるという意味では偶有性をもつが、後続するコミュニケーションの前提として扱われている限りは固定的だと受容されるものである。防犯カメラの増加を連続した過程と見なすならば、防犯カメラと犯罪の連関についての情報は、事実として受容される固有价值のように捉えられているのである。このような連関は設置の現場に即して反省的に捉えるならば偶有的な側面を持つが、カメラという媒体は、上述してきたように、一度事実として固定された情報に偶有性を再び与えないようにする独特の事後的な正当化作用を持つために、この固有价值の継続をより強固に維持することができるのである。

商店街においてどのような影響が見られるかという点に議論が限定されるためである。このため、犯罪とカメラを連関させる言説がどの程度各商店主に影響を与えているか、あるいは商店主が別の読みをしているかという狭義のメディア論的な視点は、本稿の問題設定からは外れる。

⁽²⁰⁾ こうした語りの時点でのコード化は、インタビューにおける共同構築性と言い換えてもいいだろう。桜井厚は、私的なストーリーを語り手が忌避するときには、語り手が公的なストーリーを強調して、インタビューを私的なストーリーに引き戻されないよう制御する可能性について言及している (桜井2002: 165-168)。そのため、ホルの議論に沿って見てきた語りのコード化は、対面的なコミュニケーションの水準においても行われていると言えるだろう。

以上から、防犯カメラが近年増加しているのは、犯罪を発見するという形で経験され、あるいは論理操作から生じる事後的な正当化が、言説として呈示されていくことによって立ち現れていくような、増幅循環の過程として理解することができる。言い換えれば、防犯カメラの独特の正当化作用に下支えされながら、犯罪というリスクに関する語りが行われ、それがさらなるリスクに関する語りを生んでいくという過程である。こうして、既存研究が想定するようなカメラの増加とは異なる過程を理解することができるのである。

6. 結論

本稿において得られた成果は次のようなものである。

まず、防犯カメラを設置する当初の理由としては、犯罪だけではなく、地域における多様な実践的理由が存在していた。それは犯罪とともに複合的な理由を構成している場合もあるが、実践的な理由のみが想定されている事例も存在した。このため、既存の研究で取り上げられてきた枠組は棄却されないとはいえ、一定の修正が必要だと考えられる。

また、多様な設置理由が存在するにもかかわらず、犯罪との連関だけが強調される傾向にあるのは、防犯カメラの設置に関する情報が構成される際に、設置者によって語りの選択が行われるためという可能性を指摘した。この語りの選択は、カメラ運用の中で人々が犯罪を「発見」していく経験的な契機と、論理操作による契機の2つから生じることが明らかになった。そして、情報を伝達する際の相互作用において語りが選択され、それが拡散することで、また新たな設置が促される可能性を指摘した。また、この新たな設置が行われた場所でも、再びカメラの事後的な正当化機能がはたらくことで、さらに語りが増えていくような増殖循環の過程を想定できると指摘した。このような過程から、犯罪言説が他の理由を隠蔽していくと考えられるのである⁽²¹⁾。

このように、既存の研究が所与のものとしていたカメラと犯罪を結びつけた言説を調査から捉え直して、その実践的な設置理由を取り出したこと、そしてそうした実践的な設置理由が隠蔽されていく過程を取り出すことによって、これまでとは異なる防犯カメラ増加のメカニズムを検討したことが本稿の成果である。

ただし、以上の成果は少数の事例から導出されたものであるため、方法論上、仮説提示

⁽²¹⁾ こうした過程を想定するならば、犯罪と防犯カメラの連関を所与の前提として捉える全ての監視社会論は、循環する言説の確実性を高めて監視装置の増幅を促進させている側面があるとも考えられる。監視社会論が犯罪言説を前提とすることこそが、リスクに関する言説を事実として固定し、監視が広範な社会的議題にのぼることを妨げているとも考えられるのである。ただ、このような議論が妥当か否かに関しては詳細な検討が別に必要だろう。

的な議論にとどまる。同様に方法論上の問題として、調査における語りが、実際の経緯を十分に伝えていないといった可能性も指摘できる。このため、さらなるデータ収集による補強が必須である。

また、防犯カメラという現象がより根底的な社会の変化を表しているにもかかわらず、語りを通してはそれが十分に取り出せない可能性もある。このため、既存研究のような一面性に陥ることに注意しながらではあるが、防犯カメラを人々が求める動機を理論的に説明する可能性も残されている。

これが今後の課題である。

参考文献

- 東浩紀, 2002-2003, 「情報自由論①-⑭」『中央公論』117 (7) -118 (10).
- 東浩紀・大澤真幸, 2003, 「自由を考える —9.11以降の現代思想」NHK出版.
- Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid Modernity*, Polity Press. (=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ』大月書店.)
- Black, Jane, 2003, "Smile, You're on Surveillance Camera", *Business Weekly Online*, October 17. (http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/oct2003/nf20031017_2392_db025.htm?chan=search, September 10, 2006).
- Castel, Robert, 1991, "From dangerousness to risk", in Burchell, G., Gordon, C., and P. Miller, eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester Wheatsheaf.
- 朝鮮日報, 2003, 「監視カメラ、ソウル全域に設置の見通し」(http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2003/07/25/20030725000014.html, 2006. 8. 30).
- Coleman, Roy, 2003, "Images from a neoliberal city: the state, surveillance and social control", *Critical Criminology*, 12:21-42.
- Davis, Mike, 1990, *City of quartz: excavating the future in Los Angeles*, Verso Books. (=2001, 村山敏勝・日比野啓訳『要塞都市LA』青土社.)
- Deleuze, Gilles, 1990, *Pourparlers: 1972-1990*, Les Editions de Minuit. (=1992, 宮林寛訳『記号と事件』河出書房新社.)
- Foucault, Michel, 1975, *Surveiller et punir: naissance de la prison*, Gallimard. (=1977, 田村淑訳『監獄の誕生』新潮社.)
- 浜島望, 2003, 「『防犯カメラ』という名の監視システム①」『技術と人間』32 (9) : 38-53.
- Hall, Stuart, 1980, "Encoding/ Decoding", in Hall, S., Hobson, D., Andrew, L., and Paul Willis, eds., *Culture, Media, Language*, Centre for Contemporary Cultural Studies, University of Birmingham.
- Lyon, David, 1994, *The electronic eye*, Polity Press.
- , 2001, *Surveillance Society Monitoring everyday life*, Open University Press. (=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社.)
- Luhmann, Niklas, 1990, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp.
- 前田雅英, 2003, 「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性」『ジュリスト』1251:154-162.
- Marx, Gary, T., 1985, "The surveillance society: the threat of 1984-style techniques", *The futurist*, June:21-26.
- 毛利嘉孝, 1999, 「安全性の専制 都市空間の編成と警察的管理」『現代思想』27 (11) :196-205.
- 日本防犯設備協会業務部会統計調査委員会編, 2002, 「防犯設備機器に関する統計調査報告書 平成14年版」日本防犯設備協会.
- Norris, Clive, 2003, "From personal to digital: CCTV, the panopticon, and the technological mediation of

- suspicion and social control”, in David Lyon, ed. *Surveillance as social sorting: Privacy, risk and digital discrimination*, London: Routledge.
- Norris, Clive, McCahill, and David Wood, eds., *Surveillance and Society —The Politics of CCTV in Europe and Beyond—*, 2 (2/3). (<http://www.surveillance-and-society.org/cctv.htm>, 2006. 8. 30).
- 小倉利丸編, 2003, 『路上に自由を 監視カメラ徹底批判』インパクト出版会.
- Poster, Mark, 1996, “Databases as Discourse; or, Electronic Interpellations”, in David, Lyon and Elia Zureik, eds., *Computers, Surveillance, and Privacy*, Minneapolis, University of Minnesota Press.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 桜井厚, 2002, 『インタビューの社会学 ライフストーリーの聞き方』せりか書房.
- 総務省統計局, 1995, 『国勢調査（平成7年版）』(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/1995/index.htm>, 2006. 8. 19).
- 総務省統計局, 2005, 『国勢調査（平成17年版）』(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/index.htm>, 2006. 8. 19).
- 鈴木謙介, 2005, 「監視批判はなぜ困難か」『社会学評論』55（4）: 499-513.
- Urbaneye Project, 2002, “Results” (<http://www.urbaneye.net/index.html>, 2006. 8. 30).
- Welsh, Brandon C., and David Farrington, 2003, “Effects of Closed-Circuit Television on Crime, Annals,” *Annals of the American Academy*, 587: 110-135.

（あさだ よしたか・博士後期課程）

A Sociological Study on the Processes of Installing CCTVs in Japan based on interviews with shopping street unions in city centers

Yoshitaka ASADA

Recently in Japan, installing CCTVs (closed circuit televisions) in public places such as stores, stations, parking-lots, parks, schools, streets etc., has been spreading nationwide. While in the past CCTVs were under the supervision of the administrative sectors and the police, now it is mainly being operated by civil organizations and local people. These phenomena have promoted a great deal of researches on the subject.

However, the studies so far have been limited to subjects such as abstract theoretical questions and liberal critiques of using CCTVs, as well as statistical analyses attempting to figure out whether the CCTVs were effective enough in fighting crime, but these studies fail to address the practical aspects of their current spread. Drawing attention to these practical aspects, this study aims at finding out, through interviews, the reasons for why shopping street unions make use of CCTVs. I chose shopping street unions as the subject of my survey because unlike in the case of the other public places mentioned above, they are installed by local people, and this offers a good opportunity to investigate the reasons and the processes involved.

While the mass media stresses that the main reason for installing CCTVs lies in the need to fight crime, various other practical reasons have been found in my survey. For instance, there is a union that set up CCTVs in order to investigate the passers-by for a purely commercial purpose. In another case, CCTVs were used just to take advantage of the budget distributed by the administrative sectors and local groups that are formed by local enterprises, with no concrete purpose.

By focusing on the question of how the gap between the discourses found in the interviews and in the mass media was constructed, I discovered that the reasoning for making use of CCTVs changed after their installations: the unions started to put a growing emphasis on the possible effects of the CCTVs against crimes, and this change was actually due to a “paradoxical” reasoning in order to justify their installations. I argue that the change in the discourse might contribute to an additional increase of the CCTVs in the future.

In sum, I managed to reveal in my survey that there were different reasons for installing CCTVs in the shopping street unions, apart from fighting crime, and this led me to question why and how these reasons were concealed, as well as what kind of meaning this concealment might represent.